博多第一区			
西公園下防波堤、博多港西公園下防波堤灯台（北緯三十三度三十六分二十一秒東経百三十度二十二分四十秒）から西防波堤南端まで引いた線、西防波堤、博多港西防波堤北灯台（北緯三十三度三十七分五秒東経百三十度二十二分五十五秒）から博多港東防波堤灯台（北緯三十三度三十七分十二秒東経百三十度二十三分十一秒）まで引いた線、東防波堤、同防波堤開口部を結んだ線、北防波堤、同防波堤北端から零度六百四十メートルの地点（以下Ａ地点という。）まで引いた線、Ａ地点から八十五度に引いた線（以下Ａ線という。）及び陸岸により囲まれた海面並びに新千鳥橋下流の御笠川水面及び博多港西防波堤北灯台から百四十度二千五百四十メートルの地点から二百三十度に引いた線以北の那珂川水面（航路を除く。）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）	（略）	（略）
関門	響航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

博多第一区			
西公園下防波堤、博多港西公園下防波堤灯台（北緯三十三度三十六分二十一秒東経百三十度二十二分四十秒）から西防波堤南端まで引いた線、西防波堤、博多港西防波堤北灯台（北緯三十三度三十七分五秒東経百三十度二十二分五十五秒）から博多港東防波堤灯台（北緯三十三度三十七分十二秒東経百三十度二十三分十一秒）まで引いた線、東防波堤、北防波堤、同防波堤北端から零度六百四十メートルの地点（以下Ａ地点という。）まで引いた線、Ａ地点から八十五度に引いた線（以下Ａ線という。）及び陸岸により囲まれた海面並びに新千鳥橋下流の御笠川水面及び博多港西防波堤北灯台から百四十度二千五百四十メートルの地点から二百三十度に引いた線以北の那珂川水面（航路を除く。）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）	（略）	（略）
関門	響航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和五年五月一日から施行する。